

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月27日
【事業年度】	第50期（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）
【会社名】	株式会社フルヤ金属
【英訳名】	FURUYA METAL CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古屋 堯民
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03 - 5977 - 3377
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 榊田 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03 - 5977 - 3377
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 榊田 裕之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
売上高 (百万円)	-	-	-	-	21,201
経常利益 (百万円)	-	-	-	-	3,450
親会社株式に帰属する 当期純利益 (百万円)	-	-	-	-	2,375
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	2,385
純資産額 (百万円)	-	-	-	-	17,334
総資産額 (百万円)	-	-	-	-	22,382
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	2,404.98
1株当たり当期純利益 金額 (円)	-	-	-	-	330.81
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	329.64
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	77.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	13.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	11.88
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	3,053
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	458
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	-	-	-	-	743
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	-	-	-	-	3,068
従業員数 (人)	-	-	-	-	310
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(98)

(注) 1. 第50期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2014年 6 月	2015年 6 月	2016年 6 月	2017年 6 月	2018年 6 月
売上高 (百万円)	27,367	21,564	17,382	14,742	21,046
経常利益 (百万円)	1,248	2,005	817	937	3,319
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	2,933	1,133	341	501	2,274
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445
発行済株式総数 (株)	7,265,212	7,265,212	7,265,212	7,265,212	7,265,212
純資産額 (百万円)	14,109	14,970	14,973	15,264	17,206
総資産額 (百万円)	22,230	21,777	19,196	20,221	22,264
1株当たり純資産額 (円)	1,965.35	2,083.00	2,078.86	2,118.70	2,387.03
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	40 (-)	50 (-)	50 (-)	50 (-)	100 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	409.73	158.28	47.56	69.79	316.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	157.67	47.41	69.57	315.68
自己資本比率 (%)	63.3	68.5	77.7	75.2	77.0
自己資本利益率 (%)	20.8	7.6	2.3	3.3	13.3
株価収益率 (倍)	-	15.70	30.19	36.82	12.41
配当性向 (%)	-	31.6	105.1	71.6	31.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,053	2,703	1,044	423	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	941	281	250	109	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,140	1,965	927	253	-
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	701	1,158	1,027	1,086	-
従業員数 (人)	271	291	303	305	304
(外、平均臨時雇用者数)	(90)	(103)	(104)	(102)	(98)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については重要な関連会社が存在していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第46期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第46期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 配当性向については、第46期は1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
1951年3月	東京都三鷹市に古屋商店を創立し、貴金属地金販売及び貴金属装飾品の製作、販売を開始。
1968年8月	資本金5百万円で株式会社を設立、商号を株式会社フルヤ金属に変更。
1975年4月	工業用貴金属の分野に参入。
1977年3月	本社、工場を東京都豊島区高田一丁目31番2号に移転。
1981年10月	イリジウムルツボ国内初の製造に成功。
1982年4月	デグサ社(独)とイリジウムについて技術・販売提携(1996年2月29日付で契約は解消しております)。
1982年6月	東京都豊島区高田一丁目25番5号に高田工場を新設。
1983年4月	広島市東区に広島営業所を設置。
1983年4月	アイデックス株式会社製振動試験機の代理販売開始。
1986年4月	大阪市淀川区に大阪営業所を設置。
1986年7月	信越化学工業株式会社製PBN(焼成窒化ボロン)ルツボ等の代理販売開始。
1987年3月	大阪営業所に広島営業所を併合。
1987年10月	デグサ社(独)とFKS(デグサ社開発の強化型白金材料)について技術・販売提携(1996年2月29日付で契約は解消しております)。
1987年11月	本社を東京都豊島区南大塚三丁目に移転。
1989年7月	新日本製鐵株式会社・旭硝子株式会社と共同で溶銑・溶鋼・連続測温用温度計を開発。
1990年10月	茨城県下館市(現筑西市)につくば工場を設置し、本社工場、高田工場を集約。
1991年12月	科学技術庁(現文部科学省)航空宇宙技術研究所とIrアロイ(イリジウム合金)素材を使用した高温用温度センサーを共同開発(産学官提携助成事業助成金を受ける)。
1992年4月	ガスタービン燃焼器の測温プローブを開発。
1993年6月	鉱山会社ウエスタンプラチナム社(南アフリカ共和国)製貴金属地金の販売開始。
1998年4月	本社を東京都豊島区南大塚二丁目に移転。
1998年10月	茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場敷地内に、つくば研究開発センターを開設。
2000年2月	つくば工場において国際品質保証規格「ISO9001」の認証を取得。
2001年4月	三菱商事株式会社と共同出資でイプシロン株式会社を設立。
2001年6月	三菱商事株式会社及び英国ロンミン社(Lonmin Plc)が資本参加。
2002年7月	イプシロン株式会社を吸収合併。
2002年10月	仙台市青葉区に仙台営業所を設置。
2003年5月	茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場敷地内に、工場B棟を新設。
2005年2月	茨城県下館市(現筑西市)のつくば工場敷地内に、工場C棟を新設。
2005年11月	ロンドン・プラチナパラジウムマーケット(LPPM)に登録認証。
2006年1月	つくば工場において国際環境規格「ISO14001」の認証を取得。
2006年9月	株式会社ジャスダック証券取引所に上場。
2007年2月	茨城県土浦市に第二工場用地を取得。
2007年3月	名古屋営業所及び九州出張所を開所。
2007年6月	茨城県筑西市(旧下館市)のつくば工場敷地内に、工場D棟を新設。
2007年12月	土浦工場に工場棟を建設し、貴金属回収・精製ラインを増設。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場
2010年10月	北海道千歳市に千歳工場を新設
2011年2月	田中貴金属工業株式会社と資本業務提携契約を締結
2011年4月	土浦工場に新棟を増設
2011年9月	株式会社韓国フルヤメタルを設立
2013年4月	株式会社米国フルヤメタルを設立
2013年7月	土浦工場に乾式精製装置棟を新設
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場

年月	事項
2013年12月	仙台営業所を廃止
2014年3月	土浦工場に触媒棟新設
2014年3月	経済産業省認定グローバルニッチトップ企業100選に選定
2014年9月	大阪営業所を名古屋営業所に統合、西日本ビジネスユニットに名称変更
2017年6月	西日本ビジネスユニットを廃止

3【事業の内容】

当社グループは、工業用貴金属製品の製造及び販売を主たる業務としております。

当社グループ製品のコアとなるプラチナグループメタル（略称＝P G M：プラチナ・イリジウム・パラジウム・ロジウム・ルテニウム）を中心とする貴金属は、耐熱性、化学的安定性、良導電性、触媒活性等の優れた特性から、エレクトロニクス・光学ガラス・クリーンエネルギー・環境・医療等各分野の発展を支える重要な使命を受けた素材といえます。当社グループは、貴金属の中でも特に優れた性質を有するプラチナグループメタルに特化し、ルツボ（耐熱性容器）、薄膜素材、熱電対（測温計）等の工業用貴金属製品を製造販売しております。当社グループの製品はその用途ごとに、「電子」「薄膜」「センサー」「ケミカル」に大別されます。

なお、「第5．経理の状況 1．連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 電子

携帯電話のSAWフィルター（必要な周波数信号を取り出すデバイス）、光ファイバ増幅器内で使用される光アイソレーター（通信機器内の異常な反射電波を阻止する電子部品）、LED用基板、癌診断に用いられるポジトロン放射断層撮像法装置のシンチレーター等の製造用に使用される酸化物単結晶（一定の光や電波を通し易い等の機能を持った人工宝石）の育成に用いられるルツボや、半導体ステッパー、ディスプレイ、各種レンズ等の光学ガラス溶解・成形に用いられる工業用貴金属製品等を製造販売しております。

(2) 薄膜

超LSI・強誘電体をはじめとする電子部品や、携帯電話の電子部品、スマートフォンのタッチパネル配線、HD・CD・DVD等磁気記録媒体、各種ディスプレイの薄膜形成に使用される貴金属スパッタリングターゲット（高純度ないし合金の貴金属板材）、蒸着材料等の製造販売を行っております。また、つくば研究開発センターの最新鋭スパッタリング装置を使用し、他社の薄膜製造プロセスの受託を行っております。

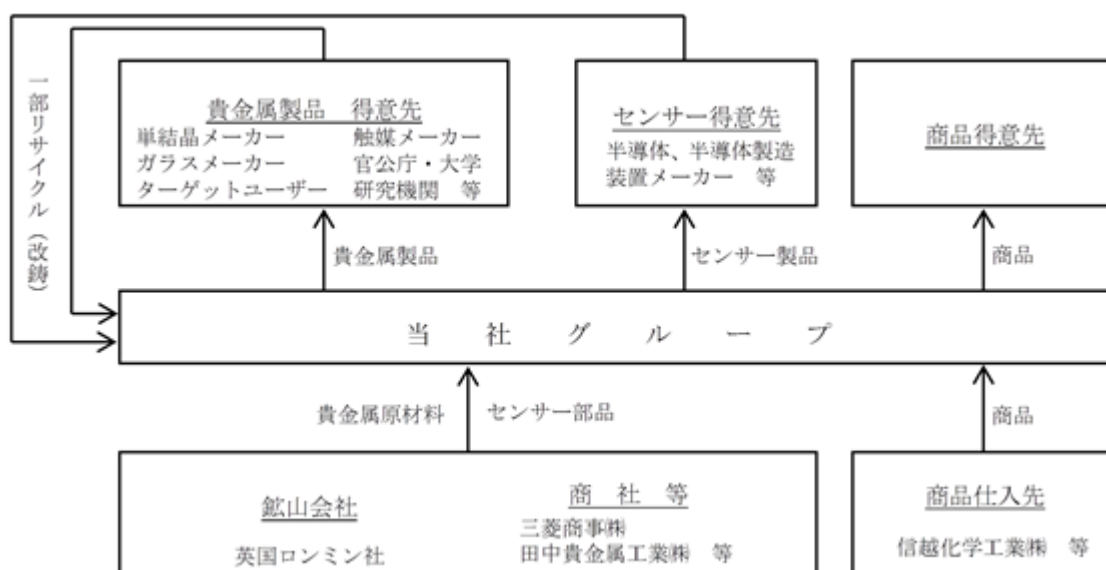
(3) センサー

シリコン半導体製造、化合物半導体製造、ファインセラミックス製造等、高温工程における継続的な温度の測定・制御に使用される熱電対を製造販売しております。

(4) ケミカル

各種触媒向けの貴金属化合物や触媒の製造販売、工業用貴金属のリサイクル・精製受託に加えて、化合物半導体製造用PBN製品（信越化学工業株製の超高純度窒化硼素セラミックス製品）・ファインセラミックス製品・高温ヒーター等の工業用機器・精密機械を販売しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱韓国フルヤメタル	大韓民国 ソウル特別市	29	当社製品の販売サ ポート	直接 100.00	製品販売業務等の委託 先。 役員の兼任あり。
(連結子会社) ㈱米国フルヤメタル	アメリカ合衆国 ニューハンプ シャー州マン チェスター	59	当社製品の販売サ ポート	直接 100.00	製品販売業務等の委託 先。 役員の兼任あり。
(その他の関係会社) 三菱商事㈱ (注)1	東京都千代田区	204,446	総合商社	(被所有) 直接 20.23	原材料の仕入先、製品 の販売先。 役員の兼任なし。
(その他の関係会社) 田中貴金属工業㈱ (注)2	東京都千代田区	500	貴金属地金及び各 種産業用貴金属製 品の製造・販売、 輸出入及び貴金属 の回収・精製	(被所有) 直接 19.72	貴金属地金の仕入先、 製品の販売先。 役員の兼任なし。
(その他の関係会社) TANAKAホールディングス㈱ (注)3、4	東京都千代田区	500	田中貴金属グルー プの中心となる持 ち株会社として、 グループの戦略的 かつ効率的運営と グループ各社への 経営指導	(被所有) - (19.72)	田中貴金属工業㈱の親 会社。 役員の兼任あり。

(注)1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 持分は100分の20未満ではありますが、田中貴金属工業株式会社の親会社であるTANAKAホールディングス株式会社の取締役常務執行役員管理本部長中野千広氏を社外取締役として招聘しており、実質的な影響力を持っているため、その他の関係会社としております。

3. その他の関係会社である田中貴金属工業株式会社がTANAKAホールディングス株式会社の100%出資子会社であり、実質的な影響力を持っているため、その他の関係会社としております。

4. 「議決権の所有割合又は被所有割合」の欄の()は間接所有の割合であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社	310(98)
合計	310(98)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. セグメント別の従業員の状況につきましては、各セグメントに跨って従事する従業員がいるため、セグメント別による従業員の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2018年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
304(98)	34.4	7.8	6,177,405

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. セグメント別の従業員の状況につきましては、各セグメントに跨って従事する従業員がいるため、セグメント別による従業員の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「科学技術の発展に寄与し、社会の繁栄に貢献する」という企業理念のもと、次のとおり行動指針並びに基幹方針を定めております。

行動指針

- ・無限の可能性に、先見力と想像力に対応

基幹方針

- ・「人＝社員」がフルヤの最重要経営資源と考え、社員を大切にす経営を目指す
- ・コンプライアンスを重視し、高いモラルとビジョンを持った社員を育成する
- ・PGMに経営資源を集中する
- ・受注から出荷までの工程において高い品質意識をもって取り組み、顧客満足最大化を図る
- ・顧客、株主に信頼される経営を目指す

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは如何なる事業環境でも利益を確保できる強固な経営基盤の確立に取り組んでまいります。そのために、収益力の強化、貴金属の安定確保及び研究開発体制を強化いたします。

収益力の強化においては、営業力の強化、低コスト生産体制の追求、あらゆる角度からのコストダウンを図り利益を確保できる強靱な企業体質の構築を目指します。

貴金属の安定確保においては、三菱商事株式会社、田中貴金属工業株式会社及び英国ロンミン社との緊密な取引関係の維持、向上を図るとともに、相場環境に左右されない強固な体質への転換を進めてまいります。

研究開発体制においては、長年培ってきたイリジウム、ルテニウムに関する技術、知見、ノウハウを活かし、新規製品及び次世代製品の開発を迅速に進め競争力を高め、収益力を強化してまいります。

(3) 経営環境

I o T 社会に向け電子機器の高機能化・多機能化需要により、世界的な半導体市場が拡大し、有機ELを搭載したスマートフォンや大型テレビの普及が見込まれます。また、環境・エネルギー分野において新たな用途や機能に適する触媒の重要性がさらに高まることが予想され、それに伴い、PGMやその化合物の需要並びに回収・精製ニーズが高まっていくことが期待されます。さらに海外市場においては、当社グループの技術力や調達力等の認知度が高まるにつれ需要が増えることが期待されます。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの継続的課題といたしましては、低コスト操業の推進、貴金属の安定確保、環境・安全対策、ガバナンス体制の構築等がございます。

まず、低コスト操業を推進については、製造工程の自動化並びに作業の効率化を進めるとともに、あらゆる角度から経費を抑制し利益を確保できる強靱な企業体質の構築を目指してまいります。

次に、貴金属の安定確保については、三菱商事株式会社と田中貴金属工業株式会社・英国ロンミン社との緊密な取引関係の維持・強化することを基本方針とし、加えて、貴金属回収技術の向上・新たな技術確立に取り組み相場環境に左右されない強固な体質への転換を進めてまいります。

また、当社グループは継続的な成長・発展と企業価値の増大を図るため、環境・安全対策に真摯に取り組むとともに、ガバナンス体制を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実及び内部統制システムの円滑な運用を重要な経営課題と認識し、鋭意取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防又は回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載事項を併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は本株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんのでご留意下さい。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の変動要因について

当社グループの業績は、携帯電話、液晶ディスプレイ、電子部品及び電子デバイス関連等の電子機器メーカーや半導体、光学ガラス及び触媒関連業界における設備投資動向及び生産活動の影響を受ける傾向があります。従って、今後これらの業界動向が悪化した場合には、当社グループの業績及び財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貴金属の変動価格について

当社グループ製品の原材料である貴金属は、国際商品市場で活発に取引されており、その価格は、供給国及び需要国の政治経済動向、為替相場等、世界のさまざまな要因により激しく変動しております。

当社グループは、個別受注生産の形態をとっており、製品の販売価格は原材料の時価に連動する契約とし、仕入価格の変動を販売価格に反映させておりますが、全ての受注に対し個別に仕入を行うことは実際には不可能であり、受注・仕入間にタイムラグがある場合には、当社グループの仕入価格は貴金属相場の価格変動リスクに晒されること、また、期末日のたな卸資産としての貴金属在庫の評価額も貴金属相場の価格変動リスクに晒されることから、貴金属相場が当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替変動の影響について

当社グループの製品においては、全額ないし原材料相当額に関して、米ドル建てで販売する取引が存在しているため、当社グループの業績は為替変動の影響を受けております。当社グループは、為替予約を行うことで為替変動リスクを回避する方法を採っておりますが、米ドル安傾向が継続した場合、中長期的には邦貨転換に伴う利益率の低下により当社業績に影響を及ぼす可能性があります。また、米ドル安に対応して米ドル建て価格の値上げを行う必要が生じた場合は、需要減少により当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、原材料の仕入に関しては、貴金属相場の主流が米ドル建てであり、為替を乗じて邦貨単価を算出することから、円安状態が長期継続した場合には、仕入金額が高値を継続することとなり、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「主要株主」及び「その他の関係会社」の異動等によるリスク

三菱商事株式会社は、当社の当事業年度末日現在の総議決権数の20.23%を占めており、同社は当社グループの「主要株主」及び「その他の関係会社」に該当しております。また、田中貴金属工業株式会社は、当社の当事業年度末日現在の総議決権数の19.72%を占めており、同社は当社グループの「主要株主」及び「その他の関係会社」に該当しております。

主要株主である三菱商事株式会社および田中貴金属工業株式会社における当社の経営方針についてそれぞれの考え方・議決権行使等が当社の事業運営およびコーポレート・ガバナンスに影響を与える可能性があり、両社が当社の経営方針についての考え方や株式保有方針について変更した場合には当社の株価や財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 大株主との関係について

a. 三菱商事株式会社との関係について

当連結会計年度末日現在、三菱商事株式会社は当社発行済株式総数の19.99%を所有する大株主であります。

取引関係について

当社グループは、主要原材料であるプラチナグループメタルの一部を、南アフリカ共和国の鉱山会社Western Platinum Ltd. (ウエスタンプラチナム社) から供給を受けておりますが、対外決済及び輸入業務は三菱商事株式会社100%出資子会社である三菱商事R t ジャパン株式会社の商社機能を利用していることから、三菱商事R t ジャパン株式会社の名義での仕入取引を行っております。両社からの仕入高及び総仕入高に占める比率と期末買掛金残高は次表のとおりであります。

	2018年6月期
仕入高(百万円)	3,496
総仕入高に占める比率(%)	29.5
期末買掛金残高(百万円)	224

また、両社への売上高及び総売上高に占める比率と期末売掛金残高は、次表のとおりであります。

	2018年6月期
売上高(百万円)	1,410
総売上高に占める比率(%)	6.7
期末売掛金残高(百万円)	0

以上のとおり、原材料の仕入及び製品の販売等において、当社は両社の持つグローバルなネットワークや多様な販売ルートを活用しております。これは、両社の優れた商社機能を活用することにより、当社の仕入・販売等の業務が効率的に行えると考えためであります。

当社といたしましては、今後とも両社との良好な関係の維持、取引の継続に努めていく所存ではありますが、両社との関係に変化が生じた場合には、原材料の仕入及び製品の販売量の変化等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人的関係について

当社は業務執行に資する助言を得るため、三菱商事R t Mジャパン株式会社貴金属事業部長である油木田祐策氏を社外取締役として招聘しております。

また、当社は、三菱商事株式会社金属グループ金属資源トレーディング本部R t M事業室より出向者2名を受入れております。

b. 田中貴金属工業株式会社との関係について

当連結会計年度末日現在、田中貴金属工業株式会社は当社発行済株式総数の19.49%を所有する大株主であります。

取引関係について

当社は、2011年2月7日開催の取締役会におきまして、田中貴金属工業株式会社との間で資本業務提携契約を締結いたしました。それに基づき、当社の主要原材料であるイリジウム等について、田中貴金属工業株式会社と仕入取引を行っております。同社からの仕入高及び総仕入高に占める比率と期末買掛金残高は次表のとおりであります。

	2018年6月期
仕入高(百万円)	2,162
総仕入高に占める比率(%)	18.3
期末買掛金残高(百万円)	-

また、田中貴金属工業株式会社への売上高及び総売上高に占める比率と期末売掛金残高は、次表のとおりであります。

	2018年6月期
売上高(百万円)	730
総売上高に占める比率(%)	3.4
期末売掛金残高(百万円)	12

以上のとおり、原材料の仕入及び製品の販売等において、当社は田中貴金属工業株式会社の持つ安定調達力や多様な販売ルートを活用しております。これは、同社の優れた調達力や販売力を活用することにより、拡大する工業用貴金属製品の需要に応えることができると考えるためであります。

当社といたしましては、今後とも同社との良好な関係の維持、取引の継続に努めていく所存ではありますが、同社との関係に変化が生じた場合には、原材料の仕入及び製品の販売量の変化等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

人的関係について

当社の業務執行に資する助言を得るとともに田中貴金属工業株式会社との良好な関係を維持することを主たる目的とし、同社の親会社TANAKAホールディングス株式会社の取締役常務執行役員管理本部長中野千広氏を社外取締役として招聘しております。

c. Lonmin Plc(英国ロンミン社)との関係について

当事業年度末日現在、英国ロンミン社は当社発行済株式総数の5.51%を所有する大株主であります。

同社は、当社主要原材料であるプラチナグループメタルの大半を当社に供給する南アフリカ共和国の鉱山会社ウエスタンプラチナム社の親会社であり、同社とは2001年6月に資本提携を行っております。

当社の業務執行に資する助言を得るとともに、英国ロンミン社との良好な関係を維持することを主たる目的とし、同社の販売市場開拓本部長であるウィルマ・スワーツ氏を社外取締役として招聘しております。

当社といたしましては、今後とも同社との良好な関係の維持、取引の継続に努めていく所存ではありますが、当社と同社との関係及び同社とウエスタンプラチナム社との関係に変化が生じた場合には、原材料の仕入及び研究開発案件の変化等を通じて当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社グループが引き続き事業を拡大するにあたっては、貴金属加工にかかわる技術に精通した人材が不可欠であり、このような人材の確保と育成を重要な経営課題として捉えております。

当社グループとしては、中途採用や新規採用を通じて、優秀な人材を採用していく方針であります。今後とも採用活動の強化や教育・研修制度の充実に努めていく方針ですが、当社が必要とする優秀な人材の育成・確保が当社グループ事業展開に対応して進まない場合、あるいは、何らかの理由により人材が大量に社外流出した場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 同業他社との競争の激化による業績への影響

当社グループの販売する製品のなかには、ルテニウムターゲット、金ターゲット、銀合金ターゲット、一般熱電対及び理化学用器具等、競争が激しく、価格競争も厳しい品目がありますが、当社グループは、「競争を制して、極端な価格競争に勝つこと」を目標とはしておらず、顧客ニーズを第一に提案型営業を目指して参りました。今後もこの方針に則り経営諸活動に注力いたしますが、結果として競争や価格競争に晒され、売上及び収益の低下により、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 製品の開発等について

当社グループは顧客や外部機関等からの情報を分析することにより、製品のライフサイクルや市場動向の変化を見極めると共に、新製品及び新素材の開発、新市場及び新用途の開拓に取り組んでおります。しかしながら、市場動向について、当社グループが予想する以上の変化があった場合、又は当社グループにおいてこれら開発等の活動が見込みどおりに進捗しない場合、当社グループの製品は競争力を喪失し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 製品の品質について

当社グループの製品は、顧客より個別製品毎の仕様に基づく厳しい品質が要求されております。当社グループでは、ISO9001に基づく製造プロセス管理及び品質管理システムを導入する等、品質の維持・向上を進めております。しかしながら、当社グループが顧客に納入した製品について、顧客の要求規格及び仕様等を充足しなかった場合又は不適合等が生じた場合には重大な品質クレームを引き起こす可能性があります。その際に、当社グループの製品に何らかの瑕疵が存在した場合には代替品の納入に留まらず、代金弁済や損害賠償、さらには取引(納入)停止等が生ずる可能性があります。これらの事象が生じた場合には、製品納入先との取引が停止するほか、当社グループの製品に対する信頼性が損なわれ、他の製品納入先との取引にも影響を及ぼす可能性があります。このような場合、特にそれが大口の製品納入先である場合には、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 生産拠点の集中について

当社グループは、1990年に工場を茨城県下館市（現筑西市）のつくば工場に移転・集約して以来、一貫してこの地で生産活動を行ってまいりましたが、生産拠点の集中が生産活動の効率化に寄与してきたものと考えております。一方では、2007年12月に精製・回収の主力ラインとして土浦工場を、2010年10月に北海道千歳市に石英保護管内製化のための千歳工場を立ち上げたほか、2011年4月には土浦工場（第二期）を立ち上げ、イリジウム製品の回収精製ラインを増設いたしました。生産拠点の分散化は一部にとどまっております。今後、自然災害等の外的要因により生産活動の停止が余儀なくされた場合、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 事故による操業への影響

プラズマ熔解炉、高周波溶解炉など主要設備では高温、高圧での操業を行っており、貴金属の精製設備においては大量の薬品類を使用しております。これらを原因とする事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社の生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 環境リスクについて

当社グループは、環境リスクに対して予防の大切さを認識し、つくば工場及び土浦工場においては、環境マネジメントシステムISO14001の運用を通じて、リスクの低減を図っておりますが、自然災害、工場における設備の劣化、又は原材料、薬品の人的な取扱いのミス等により、薬品の漏洩等、環境へ悪影響を与える事象が発生する危険性があります。この事象が大規模なものとなり新たな費用負担等が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産に係るリスクについて

当社グループは、他社と差別化できる技術とノウハウを蓄積し、自らが保有する技術等については特許権等の取得による保護を図るほか、他社の知的財産権に対する侵害のないよう、研究開発部を中心に、顧問弁護士や弁理士などの外部専門家の協力を得ながらリスク管理に取り組んでおります。しかしながら、当社グループが現在販売している製品、或いは今後販売する製品が第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確・適切に判断できない可能性があり、また、当社グループが認識していない特許権等が成立することにより、当該第三者より損害賠償等の訴えを起こされる可能性があります。そのような場合、当社グループの業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 借入金依存度について

当社グループは、原材料である貴金属の調達、設備投資等に必要とする資金を主として金融機関からの借入により調達してきましたが、当連結会計年度末の借入金残高は2,065百万円となりました。なお借入金依存度は9.2%となりました。また、当社グループの売上高に対する支払利息の比率は当連結会計年度において0.1%となっております。今後、営業キャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金や増資による資金調達により、財務体質の強化に努めて参りますが、地金の仕入増加による借入金増加や、市場金利の上昇等があれば支払金利の負担増が生じ、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

また、借入金のうちには財務制限条項が付された借入があることから、将来において業績の悪化等により財務制限条項に抵触した場合等も含めて、新たな資金調達に障害が生じれば、事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 経営成績

当連結会計年度における連結経営成績は以下のとおりであります。なお、当社グループは当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、回復基調が続く米国及び欧州経済、成長ペースの持ち直しがみられる中国経済といった海外の経済環境の中で、全体として緩やかな回復傾向が続きましたが、北朝鮮情勢の緊迫化と貿易摩擦の再燃懸念などから一時円高に進むなど、不安定な状況もみられました。

このような経済環境の中、顧客の生産調整の影響を受けイリジウムルツボの受注が減少したものの、有機EL向け及び電極向けの化合物や、銀合金ターゲットの受注が好調に推移したのをはじめ、HD向けのルテニウムターゲットや半導体製造装置向けの温度センサーの受注が好調に推移しました。また、一部貴金属価格の上昇が売上高・利益に影響しました。その結果、当連結会計年度において、売上高21,201百万円、売上総利益5,573百万円、営業利益3,437百万円、経常利益3,450百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,375百万円となりました。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は21,201百万円となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上高から売上原価を控除した売上総利益は5,573百万円となり、売上高総利益率は26.3%となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,136百万円となりました。

(営業利益)

当連結会計年度の売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した営業利益は3,437百万円となり、売上高営業利益率は16.2%となりました。

(営業外収益・費用)

当連結会計年度の営業外損益は、営業外収益53百万円から営業外費用40百万円を差し引いた純額13百万円の利益となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業利益に営業外収益・費用を加減算した経常利益は3,450百万円となり、売上高経常利益率は16.3%となりました。

(特別利益)

当連結会計年度の特別利益は6百万円となりました。

(税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度の経常利益に特別利益を加算した税金等調整前当期純利益は3,456百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計が1,081百万円となった結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,375百万円となり、売上高当期純利益率は11.2%となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(電子)

スマートフォンなどのSAWデバイス(必要な周波数信号を取り出すデバイス)に使用されるリチウムタンタレート単結晶育成装置向けイリジウムルツボの受注が顧客の生産調整の影響を受けて低調に推移したものの、海外結晶メーカー向けのイリジウムルツボの受注や大口のガラス溶解装置向け白金製品のスポット受注もあり、売上高5,342百万円、売上総利益1,261百万円となりました。

(薄膜)

BAWデバイス(高周波信号を取り出すデバイス)向けのターゲットの受注が減少しましたが、HD向けルテニウムターゲットやスマートフォンなどのタッチパネル配線向け銀合金ターゲットが好調に推移し、一部貴金属価格の上昇が売上高・利益に影響したことから、売上高6,504百万円、売上総利益1,725百万円となりました。

(センサー)

半導体製造装置メーカーや海外半導体メーカーからの受注が好調に推移し、高付加価値製品の比率が上昇したことから、売上高2,446百万円、売上総利益756百万円となりました。

(ケミカル)

有機EL向けの化合物や電極向けの貴金属化合物の受注が好調だったこと、触媒の受注が回復したことに加え、一部貴金属価格の上昇が売上高・利益に影響したことから、売上高6,706百万円、売上総利益1,748百万円となりました。

海外売上情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度における海外売上高は9,850百万円（総売上高に占める割合は46.5%）となりました。地域別にはアジア向け輸出売上高5,605百万円（海外売上高に占める割合は56.9%）、北米向け輸出売上高2,365百万円（海外売上高に占める割合は24.0%）、欧州向け輸出売上高1,879百万円（海外売上高に占める割合は19.1%）となりました。

(3) 生産、受注及び販売の実績

生産実績及び受注実績

当社グループの生産・販売品目はリサイクル製品も多く、受注生産実態を正確に把握することが困難なため、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	対前期増減率(%)
電子(百万円)	5,342	-
薄膜(百万円)	6,504	-
センサー(百万円)	2,446	-
ケミカル(百万円)	6,706	-
その他(百万円)	200	-
合計(百万円)	21,201	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、対増減率については記載しておりません。

(4) 財政状態

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は13,966百万円となりました。

主な内訳は原材料及び貯蔵品5,168百万円、現金及び預金3,068百万円、受取手形及び売掛金3,065百万円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は8,415百万円となりました。

主な内訳は機械装置及び運搬具3,747百万円、建物及び構築物2,184百万円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は2,840百万円となりました。

主な内訳は1年以内返済予定の長期借入金780百万円、未払法人税等604百万円、支払手形及び買掛金464百万円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は2,206百万円となりました。

主な内訳は長期借入金1,285百万円、退職給付に係る負債484百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は17,334百万円となりました。

主な内訳は利益剰余金6,656百万円、資本剰余金5,414百万円であります。

(5) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は3,068百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は3,053百万円となりました。

これは主に、法人税等の支払額が532百万円ありましたが、税金等調整前当期純利益が3,456百万円あり、たな卸資産が399百万円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は458百万円となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出が455百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は743百万円となりました。

これは主に、長期借入れによる収入が900百万円ありましたが、短期借入金300百万円減少し、長期借入金の返済による支出が985百万円、配当金の支払額が358百万円あったことによるものであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要は主に運転資金及び設備投資資金であり、主として営業活動、金融機関からの借入により必要とする資金を調達しております。また当連結会計年度末の現金及び現金同等物は3,068百万円であり、流動比率(流動資産/流動負債)は491.7%となっており、十分な流動性を確保できているものと認識しております。また、短期的な資金需要に対応するため、60億円の銀行融資枠(コミットメントライン)を有しております。

(7) 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 営業に関する重要な契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約名	契約内容	契約期間
株式会社 フルヤ金属	三菱商事 R t M ジャパン株式会社	日本	貴金属地金 売買契約書	貴金属地金売買に関する契約	自2001年2月1日 2001年12月31日 以降1年毎に更新
株式会社 フルヤ金属	Lonmin Plc 三菱商事 R t M ジャパン株式会社	英国 日本	覚書	貴金属地金の長期継続 供給に関する覚書	自2004年2月20日 至2007年2月19日 以降1年毎に更新

(2) その他経営上の重要な契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約名	契約内容	契約日
株式会社 フルヤ金属	田中貴金属工業 株式会社	日本	資本業務提携契約	(1) イリジウム地 金の安定供給等 (2) 非常勤取締役 の派遣 (3) 新たに相手方 に取得される株式の 数及び発行株式数に 対する割合	2011年2月7日

5【研究開発活動】

当社グループは、高度情報化社会の発展や省エネ・循環型の社会の確立に不可欠な素材である工業用貴金属の専門メーカーとして、多様化するユーザーのニーズに応えるとともに、社会と環境に貢献する次世代製品の開発に取り組んでおります。

なお、研究開発費の金額は当社グループで管理しており、セグメント別に研究開発費の金額を表示することが困難なため、セグメント別の研究開発費の金額については記載を省略しております。

当社グループの研究開発活動は、社内外の開発情報を有機的に結合させ、収益に繋がる開発を迅速かつ効果的に進めるため、研究開発部を設置し、基礎研究開発のほか、省エネや環境のための次世代新素材の開発、触媒原料等の開発、新しい用途の開発、及び高品質・高強度の合金の開発、高度な回収精製技術の開発等に注力しており、貴重な素材をより効率的、かつ高品質に回収・再生できるリサイクルプロセスの開発にも力を注いでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は393百万円であり、研究開発の主な内容は以下のとおりであります。

(1) 各種高機能合金製品の開発

顧客ニーズや新たな用途や機能に適する各種高機能合金製品の開発につとめ、量産化技術の開発も併行して積極的に取り組んで参りました。今後、量産化への展開が期待されます。

(2) 貴金属化合物や触媒の開発への取り組み

注目度の高い環境・エネルギー分野において、新たな用途や機能に適する触媒の重要性がさらに高まりつつある中で、有機EL向け材料としての貴金属化合物や、貴金属または貴金属化合物をベースとした環境浄化のための触媒材料ないし触媒の開発に引き続き取り組んで参りました。

(3) スクラップからの貴金属回収技術の開発への取り組み

廃触媒などのスクラップや使用済電極からの白金族金属回収については、当社グループに蓄積された技術、及び新たに導入した熔解設備を核に、新たな技術開発に取り組んでおります。

(4) 大学・研究機関との共同研究

環境やエネルギーに係わる技術開発や研究分野において、大学や研究機関との共同研究に積極的に参画しておりますが、その成果を当社グループの製品に生かすことを通じて次世代の環境やエネルギーへの貢献をすべく取り組んでおります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産・回収精製設備を中心に、455百万円の設備投資を実施しました。また、主要な設備は各セグメントが共有しているものが含まれるため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の新設、除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は国内に3ヶ所の工場を運営しております。また、つくば工場内につくば研究開発センターを設けております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

2018年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
つくば工場 (茨城県筑西市)	工業用貴金属 製品生産設備	885	2,480	514 (22,386.93)	11	18	3,910	163 (76)
土浦工場 (茨城県土浦市)	工業用貴金属 精製回収設備	1,149	1,256	1,097 (44,421.96)	7	13	3,524	58 (22)
千歳工場 (北海道千歳市)	センサー部品 生産設備	143	9	-	0	0	153	9 (-)
本社 (東京都豊島区)	管理販売設備	6	-	-	5	12	24	74 (11)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含まれておりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、景気動向、投資効率を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手 及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)フルヤ金属 土浦工場	茨城県 土浦市	(注)	ルテニウム 回収精製 設備	584	-	自己資金及び 借入金	2018年9月	2019年6月	1.5倍

(注) セグメントの名称につきましては、設備の内容が各セグメントに跨っているため、セグメント別による記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,671,520
計	16,671,520

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,265,212	7,265,212	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	7,265,212	7,265,212	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2010年10月18日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5	当社取締役(社外取締役を除く) 5
新株予約権の数(個)	27	27
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,700(注)1	2,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり4,698.03 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2010年10月19日から 2040年10月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 4,698.03 資本組入額 1株当たり 2,349.015	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2010年10月18日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ()：2007年3月27日から2010年10月18日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り()：直近年度の配当総額 ÷ 上記 で定める株価

標準正規分布の累積分布関数((・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2039年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2011年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5	当社取締役(社外取締役を除く) 5
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)1	3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,918.22 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月18日から 2041年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,918.22 資本組入額 1株当たり 1,459.11	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2011年10月17日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：2007年3月27日から2011年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2040年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2012年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5	当社取締役(社外取締役を除く) 5
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)1	3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,664.35 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月18日から 2042年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,664.35 資本組入額 1株当たり 832.175	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2012年10月17日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ()：2007年3月27日から2012年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り()：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数((・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2041年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2013年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5	当社取締役(社外取締役を除く) 5
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)1	3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,210.11 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2013年10月18日から 2043年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,210.11 資本組入額 1株当たり 1,105.055	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2013年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ()：2007年3月27日から2013年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り()：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数((・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2042年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2014年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5	当社取締役(社外取締役を除く) 5
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000(注)1	3,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,994.97 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2014年10月18日から 2044年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,994.97 資本組入額 1株当たり 997.485	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2014年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：2007年3月27日から2014年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2043年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2015年10月16日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6	当社取締役(社外取締役を除く) 6
新株予約権の数(個)	35	35
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500(注)1	3,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,555.95 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2015年10月17日から 2045年10月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,555.95 資本組入額 1株当たり 777.975	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2015年10月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：2007年3月27日から2015年10月16日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2044年10月17日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6	当社取締役(社外取締役を除く) 6
新株予約権の数(個)	37	37
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,700(注)1	3,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり949.87 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2016年10月18日から 2046年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 949.87 資本組入額 1株当たり 474.935	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の C の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2016年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ()：2007年3月27日から2016年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り()：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数()

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2045年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

2010年9月29日定時株主総会決議に基づく2017年10月17日発行の新株予約権（ストックオプション）

区分	事業年度末現在 (2018年6月30日)	提出日の前月末現在 (2018年8月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5	当社取締役(社外取締役を除く) 5
新株予約権の数(個)	44	44
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,400(注)1	4,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,457.97 (注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2017年10月18日から 2047年10月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 3,457.97 資本組入額 1株当たり 1,728.98	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額(発行価額)は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：2017年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X)：1円

予想残存期間(t)：15年

ボラティリティ(σ)：2007年3月27日から2017年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(λ)：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2046年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2011年2月25日 (注)	1,416,000	7,265,212	3,540	5,445	3,540	5,414

(注) 有償第三者割当(2011年2月25日付で払込手続き実施)

発行価格 5,000円
資本組入額 2,500円
割当先 田中貴金属工業株式会社 1,416,000株

(5) 【所有者別状況】

2018年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	28	22	48	4	1,815	1,930	-
所有株式数 (単元)	-	9,351	1,436	28,868	8,557	7	24,416	72,635	1,712
所有株式数の 割合(%)	-	12.87	1.98	39.74	11.78	0.01	33.61	100	-

(注) 自己株式83,569株は、「個人その他」に835単元及び「単元未満株式の状況」に69株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2018年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
三菱商事(株)	東京都千代田区丸の内2-3-1	1,452,288	20.22
田中貴金属工業(株)	東京都千代田区丸の内2-7-3	1,416,000	19.72
古屋 堯民	東京ビルディング22階 東京都杉並区	783,532	10.91
ロンミン・ピーエルシー(常 任代理人ハーバード・スミス 外国法事務弁護士事務所)	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー41階	400,000	5.57
日本マスタートラスト 信託 銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	292,800	4.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常 任代理人 香港上海銀行東京 支店)	東京都中央区日本橋3-11-1	165,100	2.30
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	140,000	1.95
丸谷 和徳	東京都目黒区	130,000	1.81
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	129,800	1.81
古屋 圭紀	東京都杉並区	104,000	1.45
計	-	5,013,520	69.81

(注) 2018年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社が2018年5月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き当社としては2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券保有割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	94,800	1.30
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	170,400	2.35

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 83,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,180,000	71,800	-
単元未満株式	普通株式 1,712	-	-
発行済株式総数	7,265,212	-	-
総株主の議決権	-	71,800	-

【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フルヤ金属	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号	83,500	-	83,500	1.15
計	-	83,500	-	83,500	1.15

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストックオプションによる権利行使)	2,000	6,034,880	-	-
保有自己株式数	83,569	-	83,569	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2018年9月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプション行使、単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績に対応して行うことを基本としておりますが、安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して総合的に決定する方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は株主総会でありませ

ず。
第50期の配当につきましては上期方針に従うとともに、2018年8月に創立50周年を迎え株主の皆様への感謝の意を表するため、1株当たり100円（普通配当50円・創立50周年記念配当50円）の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える最新製造技術・研究開発体制を強化し、さらには、新規事業戦略の展開を図るために有効投資して参りたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、中間配当の実施については、諸条件を勘案しながら慎重に検討して参る所存であります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2018年9月27日定時株主総会決議	718	100

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
最高（円）	3,255	3,245	2,660	2,850	8,000
最低（円）	2,036	2,330	1,299	1,421	2,473

（注）最高・最低株価は、2013年7月16日より、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

（2）【最近6ヶ月の月別最高・最低株価】

月別	2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月
最高（円）	5,650	8,000	5,770	5,630	5,590	4,815
最低（円）	4,335	5,410	4,875	4,640	4,665	3,740

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		古屋堯民	1943年8月23日生	1966年4月 西村工業㈱(現㈱ニッカトー)入社 1968年8月 当社監査役就任 1972年3月 当社入社 1976年3月 営業部長 1987年8月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	7,835
取締役	つくば工場長 兼素材・薄膜 研究開発部長 兼薄膜材料製 造部長 兼貴金属器具 製造部長	丸子智弘	1966年3月26日生	1991年4月 当社入社 2005年7月 研究開発部長就任 2006年7月 製造部長兼研究開発部長就任 2007年10月 執行役員製造部長兼研究開発部長就任 2009年4月 執行役員つくば工場長兼業務部長就任 2009年7月 執行役員つくば工場長兼工場管理部長兼 品質保証部長就任 2009年9月 当社取締役つくば工場長兼工場管理部長 兼品質保証部長就任 2010年7月 取締役つくば工場長兼工場管理部長 就任 2011年8月 取締役つくば工場長兼工場長室長兼研究 開発部長兼品質保証部長就任 2012年7月 取締役つくば工場長兼研究開発部長兼品 質保証部長就任 2013年1月 取締役研究開発部長就任 2015年7月 取締役第一研究開発部長兼第一製造部長 就任 2017年7月 取締役つくば工場長兼素材・薄膜研究開 発部長兼薄膜材料製造部長兼貴金属器具 製造部長就任(現任)	(注)3	104
取締役	総務部長	大石一夫	1955年9月17日生	2008年3月 当社入社 2008年7月 経理部長 2009年10月 執行役員経理部長就任 2011年7月 執行役員総務部長就任 2011年9月 取締役総務部長就任(現任)	(注)3	10
取締役	経理部長	榎田裕之	1957年4月24日生	2009年12月 当社入社 2011年7月 経理部長 2013年10月 執行役員経理部長就任 2015年9月 取締役経理部長就任(現任)	(注)3	10
取締役	営業部長	桑原秀樹	1961年8月29日生	2013年7月 当社入社 2013年9月 営業本部第二営業部営業担当部長 2014年7月 製品営業部長就任 2014年9月 執行役員製品営業部長就任 2017年7月 執行役員営業部長就任 2017年9月 取締役営業部長就任(現任)	(注)3	16
取締役		油木田祐策	1963年9月19日生	1986年4月 三菱商事株式会社入社 1999年12月 TRILAND METALS LTD Coordinator & Director 2009年3月 三菱商事株式会社鉄鋼原料本部一般炭事 業ユニット次長 2013年4月 Mitsubishi Corporation RtM International Pte.Ltd. 貴金属担当Senior Vice President 2015年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社ベースメタ ル・貴金属本部副本部長兼貴金属事業 部長 2015年9月 当社取締役就任(現任) 2017年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社貴金属事業 部長(現任)	(注) 1、3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		中野千広	1958年7月24日生	1977年3月 田中貴金属工業株式会社 業務部入社 1989年3月 田中電子工業株式会社 経理部 1993年9月 田中エレクトロニクス・シンガポール株式会社 Advisor 2006年7月 田中貴金属工業株式会社 財務・経理部 部長就任 2008年3月 田中貴金属工業株式会社筑波事業所 事業所長就任 2009年10月 TANAKAホールディングス株式会社 事業戦略企画部 部長就任 2010年4月 TANAKAホールディングス株式会社 執行役員 事業戦略企画部 部長就任 2012年4月 TANAKAホールディングス株式会社 執行役員 事業戦略本部 副本部長就任 2012年6月 TANAKAホールディングス株式会社 取締役 事業戦略本部 副本部長就任 2014年4月 TANAKAホールディングス株式会社 常務取締役 事業戦略本部 副本部長就任 2015年4月 TANAKAホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 管理本部長就任 (現在) 2016年9月 Metalor Technologies International SA 取締役就任 (現在) 2018年9月 当社取締役就任 (現在)	(注) 1、6	-
取締役		ウィルマ・スワーツ	1970年5月23日生	2005年3月 インペリアル カー レンタル社取締役就任 2007年12月 ロンミンP L C 入社 2009年6月 同社販売市場開拓本部長 (現任) 2011年9月 当社取締役就任 (現任)	(注) 1、3	-
常勤監査役		島崎一夫	1955年8月29日生	1980年8月 当社入社 2002年7月 つくば工場長兼業務管理部長 2003年10月 執行役員つくば工場長兼業務管理室長 2007年9月 取締役就任 2010年4月 取締役内部監査室長兼業務管理部長就任 2017年9月 当社監査役就任 (現任)	(注)5	20
監査役		福嶋弘榮	1947年9月18日生	1977年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 2005年9月 当社監査役就任 (現任)	(注) 2、4	3
監査役		青木隆	1950年5月29日生	1974年4月 ソニー株式会社入社 1990年5月 ソニー生命保険会社入社 1998年6月 ソニー・インシュランス・プランニング株式会社 (現 ソニー損害保険株式会社) 入社 1999年9月 ソニー損害保険株式会社 執行役員就任 2011年6月 ソニー損害保険株式会社 退職 2015年9月 当社監査役就任 (現任)	(注) 2、4	-
計						7,998

- (注) 1. 取締役油木田祐策、中野千広及びウィルマ・スワーツは、社外取締役であります。
2. 監査役福嶋弘榮及び青木隆は、社外監査役であります。
3. 2017年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2015年9月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 前任者の退任に伴う就任につき、任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了するときまでとなっております。なお、前任者の任期は、2017年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
6. 前任者の退任に伴う就任につき、任期は当社定数の定めにより、前任者の任期の満了するときまでとなっております。なお、前任者の任期は、2018年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

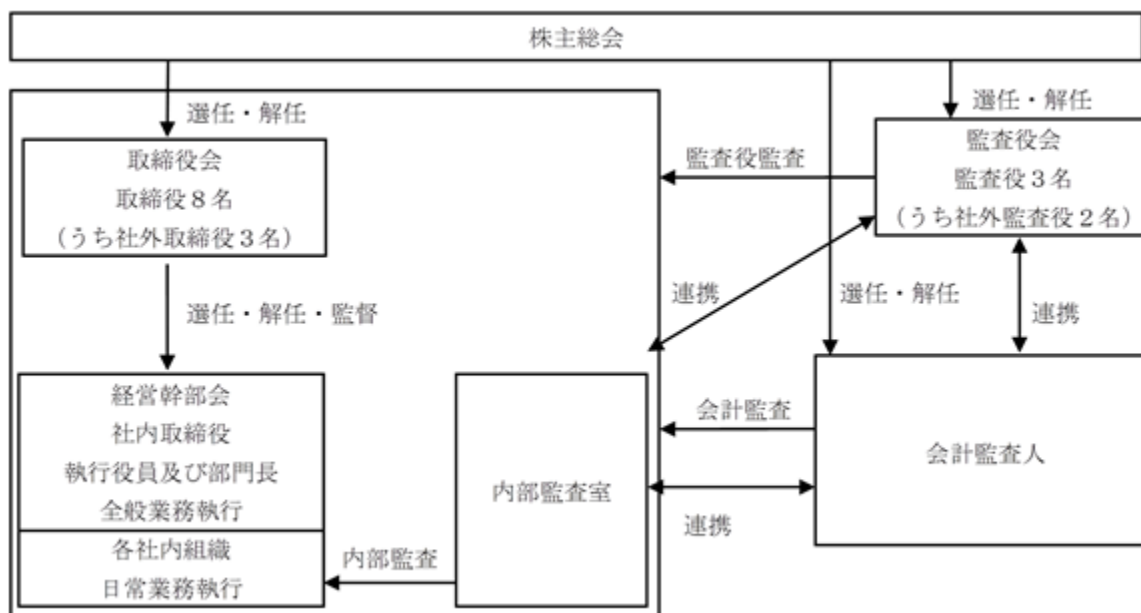
当社では、経営基準を「クライアント・ファースト（顧客第一主義）」・「従業員の生涯教育による少数精鋭、専門集団化」・「環境負荷ゼロ」と定め、日常の業務を推進しております。これらを実現するため、また、お客様に満足感を得ていただくための豊富な専門的知識を常に持ち続けるために、従業員の教育が非常に重要であると考えております。また、当社は環境への配慮を業務の中で意識するよう徹底を図っており、つくば工場及び土浦工場においては、ISO14001を取得しております。更に当社は、次世代を担う人材の育成にも力を入れております。

このような企業風土の中で、社外取締役、監査役により業務の執行を監督し、経営の透明化、健全性、遵法性の確保を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

企業統治の体制

a．企業統治体制の概要及び当該企業統治体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。現状、当社において最善であると判断しております。



b．内部統制システムの整備状況

・取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

c. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社取締役が法令遵守の体制を構築するとともに、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収しております。また、内部監査室は子会社に対して監査を行い、その結果は代表取締役、及び所管業務関連部署長へ報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

d. リスク管理体制の整備状況

重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等から助言を受けることにより適切な企業活動を可能にしております。また、当社は、総務部をコンプライアンス推進担当部署とし、同部署が当社社員に対して研修会等を実施し、全社的なコンプライアンスの周知徹底を図っております。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金5百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い金額としております。

また、当社は各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金3百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い金額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部統制の有効性及び実際の業務執行状況につきましては、代表取締役社長の直轄組織である内部監査室を設置し、2名の内部監査室員と監査役との連携により計画的な内部監査を実施しております。監査の結果は代表取締役社長に報告され、必要に応じて改善措置を講じております。当社の取扱う原材料が貴金属であることから、たな卸資産及び支給材に関する監査は定期的に行われ、取締役間の相互牽制並びに部門長による業務執行の監督及びリスクマネジメントに役立っております。内部監査室は監査役及び会計監査人との連携を密にし、的確な監査を実施するように努めております。監査役は、会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見交換を行うことで相互の連携を高め、内部統制部門である内部監査室がサポートする体制となっております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては経歴や当社との関係を踏まえて個別に判断しております。

社外取締役油木田祐策氏は、当社の大株主である三菱商事株式会社100%出資子会社、三菱商事R t Mジャパン株式会社の貴金属事業部長であります。当社と三菱商事R t Mジャパン株式会社の間には原材料の仕入及び販売に関する取引があります。TANAKAホールディングス株式会社からは同社の常務執行役員管理本部長である中野千広氏を社外取締役として招聘しております。当社とTANAKAホールディングス株式会社の100%出資子会社である田中貴金属工業株式会社の間には原材料の仕入及び製品の販売に関する取引があります。英国ロンミン社からは同社の販売市場開拓本部長であるウィルマ・スワーツ氏を社外取締役として招聘しております。当社は三菱商事R t Mジャパン株式会社を通じて同社の子会社であるウエスタンプラチナム社から原材料を仕入れております。これらのいずれの取引も一般の取引条件と同様に決定しております。

社外監査役福嶋弘榮・同 青木隆の両名とも他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係につき該当する事項はありません。社外監査役は、会計監査人による監査結果について報告を受け、必要に応じて随時意見交換を行うことで相互の連携を高め、内部統制部門である内部監査室がサポートする体制となっております。また、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制となっております。なお、社外監査役とは人的関係を有さず、当社との間に特に利害関係はありません。

役員報酬等

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び総額の対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬額の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	140	80	15	45	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	10	9	-	0	-	2
社外役員	8	7	-	0	-	2

b. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の員数(人)	内 容
46	5	使用人としての給与であります。

c. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役並びに監査役に対する報酬額の決定は株主総会の決議によるそれぞれの報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議に基づき決定しております。

なお、役員個々の金額決定に際しては役位・就任年・業績などを総合的に勘案して決定しております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は桐川聡(当事業年度を含む継続監査年数5年)、藤本浩巳(当事業年度を含む継続監査年数3年)の2名で、太陽有限責任監査法人に所属しております。監査業務に係わる補助者は公認会計士7名、その他4名であります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することを定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の員数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款にて定めております。

取締役の選任

取締役は、株主総会の決議によって選任いたします。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。取締役の選任については、累積投票によらない旨定款に定めております。

中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
2銘柄 17百万円

ロ．保有目的が純投資以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社オハラ	5,400	6	企業間取引の強化

みなし保有株式
該当事項はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社オハラ	5,400	17	企業間取引の強化

みなし保有株式
該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

ニ．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	21	-	24	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21	-	24	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模や業務内容、監査日数等を勘案し、監査人と協議の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準の内容等を適切に把握し、適正な財務報告を実現できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入、外部研修・セミナー等への参加、及び専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2018年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,068
受取手形及び売掛金	1,306
商品及び製品	321
仕掛品	977
原材料及び貯蔵品	5,168
繰延税金資産	424
その他	84
未収消費税等	855
流動資産合計	13,966
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	5,740
減価償却累計額	3,555
建物及び構築物(純額)	2,184
機械装置及び運搬具	7,367
減価償却累計額	3,619
機械装置及び運搬具(純額)	3,747
土地	1,612
リース資産	215
減価償却累計額	190
リース資産(純額)	25
建設仮勘定	82
その他	276
減価償却累計額	231
その他(純額)	45
有形固定資産合計	7,697
無形固定資産	
リース資産	1
その他	59
無形固定資産合計	60
投資その他の資産	
投資有価証券	37
繰延税金資産	525
その他	96
貸倒引当金	2
投資その他の資産合計	657
固定資産合計	8,415
資産合計	22,382

(単位：百万円)

当連結会計年度
(2018年6月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	464
リース債務	11
未払法人税等	604
1年内返済予定の長期借入金	780
未払金	408
賞与引当金	265
役員賞与引当金	51
設備関係未払金	147
その他	106
流動負債合計	2,840
固定負債	
長期借入金	1,285
リース債務	15
退職給付に係る負債	484
資産除去債務	16
長期末払金	401
その他	4
固定負債合計	2,206
負債合計	5,047
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,445
資本剰余金	5,414
利益剰余金	6,656
自己株式	252
株主資本合計	17,263
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	12
為替換算調整勘定	4
その他の包括利益累計額合計	7
新株予約権	63
純資産合計	17,334
負債純資産合計	22,382

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
売上高	21,201
売上原価	15,627
売上総利益	5,573
販売費及び一般管理費	1,221,136
営業利益	3,437
営業外収益	
為替差益	15
助成金収入	36
その他	1
営業外収益合計	53
営業外費用	
支払利息	18
投資有価証券評価損	8
その他	12
営業外費用合計	40
経常利益	3,450
特別利益	
受取保険金	6
特別利益合計	6
税金等調整前当期純利益	3,456
法人税、住民税及び事業税	759
法人税等調整額	321
法人税等合計	1,081
当期純利益	2,375
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,375

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
当期純利益	2,375
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	10
為替換算調整勘定	1
その他の包括利益合計	9
包括利益	2,385
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	2,385
非支配株主に係る包括利益	-

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,445	5,414	4,641	258	15,242
当期変動額					
剰余金の配当			358		358
親会社株主に帰属する 当期純利益		-	2,375		2,375
自己株式の処分			1	6	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	2,015	6	2,021
当期末残高	5,445	5,414	6,656	252	17,263

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	2	3	1	52	15,293
当期変動額					
剰余金の配当					358
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,375
自己株式の処分					4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	1	9	10	20
当期変動額合計	10	1	9	10	2,041
当期末残高	12	4	7	63	17,334

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度
(自 2017年7月1日
至 2018年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	3,456
減価償却費	425
貸倒引当金の増減額（は減少）	0
受取利息及び受取配当金	1
支払利息	18
為替差損益（は益）	15
売上債権の増減額（は増加）	241
たな卸資産の増減額（は増加）	399
仕入債務の増減額（は減少）	67
その他	542
小計	3,567
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	18
法人税等の支払額	532
補助金の受取額	36
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,053
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	455
その他	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	458
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	300
長期借入れによる収入	900
長期借入金の返済による支出	985
配当金の支払額	358
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	743
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,851
現金及び現金同等物の期首残高	1,217
現金及び現金同等物の期末残高	3,068

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社韓国フルヤメタル・株式会社米国フルヤメタル

非連結子会社の名称 該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

イ. 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

ロ. 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

ハ. 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

イ. 2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。

ロ. 2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

ハ. 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械及び装置 3年～10年

車両運搬具 3年～4年

工具、器具及び備品 3年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づき定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5)退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金の利息

ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

(7)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8)その他連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1. 「税効果会計に係る会計基準の運用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1)概要

「税効果会計に係る会計基準の運用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2)適用予定日

2019年6月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の運用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度からTopic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2021年6月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結してあります。

これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
貸出実行残高	- 百万円
差引額	6,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
給与手当	449百万円
賞与引当金繰入額	171百万円
役員賞与引当金繰入額	51百万円
退職給付費用	28百万円

2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
	393百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

当連結会計年度
(自 2017年7月1日
至 2018年6月30日)

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	10百万円
組替調整額	
税効果調整前	10
税効果額	-
その他有価証券評価差額金	10

為替換算調整勘定：

当期発生額	1
組替調整額	
税効果調整前	1
税効果額	-
為替換算調整勘定	1
その他の包括利益合計	9

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,265,212	-	-	7,265,212
合計	7,265,212	-	-	7,265,212
自己株式				
普通株式 (注)	85,569	-	2,000	83,569
合計	85,569	-	2,000	83,569

(注)自己株式の減少2,000株はストック・オプション行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	2010年第1回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	12
	2011年第2回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	8
	2012年第3回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	4
	2013年第4回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2014年第5回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	5
	2015年第6回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	5
	2016年第7回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	3
	2017年第8回株式報酬型ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	15
合計	-	-	-	-	-	63	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年9月25日 定時株主総会	普通株式	358	50	2017年6月30日	2017年9月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年9月27日 定時株主総会	普通株式	718	利益剰余金	100	2018年6月30日	2018年9月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しています。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、生産設備「機械及び装置」、「工具・器具及び備品」であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3.会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建 物	8	2	6
機 械 及 び 装 置	19	12	7
工 具、 器 具 及 び 備 品	24	16	8
ソ フ ト ウ エ ア	7	4	3
合 計	60	35	24

未経過リース料期末残高相当額

1年内	10百万円
1年超	14百万円
合計	25百万円

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	8百万円
減価償却費相当額	8百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の運用を原則として元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性(換金性、市場性)・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、株式市場からの資金調達及び、銀行等金融機関からの借入により行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスク、並びに借入金の金利変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引の重要度に応じて、適宜与信管理に関する定め等を設け、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先の信用状況について逐次把握することとしております。

当社グループが、投資有価証券として保有している株式は、主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

デリバティブ取引に関しては、為替予約取引等は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であることから、信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

営業債務である買掛金については、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社が月次資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,068	3,068	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,065	3,065	-
(3) 投資有価証券	17	17	-
資産計	6,152	6,152	-
(1) 支払手形及び買掛金	464	464	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	780	787	7
(3) リース債務(流動負債)	11	11	0
(4) 長期借入金	1,285	1,275	9
(5) リース債務(固定負債)	15	15	0
負債計	2,556	2,549	7
デリバティブ取引(*)	6	6	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、(有価証券関係)をご参照ください。

(4) 関係会社株式

関係会社株式(当連結会計年度の貸借対照表計上額は子会社株式59百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) リース債務(流動負債)、(5) リース債務(固定負債)

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	20

これらについては、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	3,068	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,065	-	-	-	-	-
合計	6,134	-	-	-	-	-

(注) 4 . 金銭債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
支払手形及び買掛金	464	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	780	-	-	-	-	-
リース債務(流動負債)	11	-	-	-	-	-
長期借入金	-	582	430	225	47	-
リース債務(固定負債)	-	9	4	1	0	-
合計	1,255	592	434	226	47	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(2018年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	17	4	12
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	17	4	12
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		17	4	12

(注) 1. 非上場株式(貸借対照表計上額20百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について8百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当連結会計年度(2018年6月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	589	-	582	6
	買建				
	米ドル	45	-	44	0
合計		634	-	627	6

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

会計関連

当連結会計年度(2018年6月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	借入金の利息	695	335	()
合計			695	335	

() 金利スワップの特例処理によるものは、長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出型の制度として中小企業退職金制度、確定給付型の制度として退職一時金を併用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	439百万円
退職給付費用	74
退職給付の支払額	29
退職給付に係る負債の期末残高	484

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度 74百万円

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は当連結会計年度(自 2017年7月1日 至2018年6月30日)0百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
販売費及び一般管理費	15

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年第1回 株式報酬型 ストック・オプション	2011年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,800株	普通株式 3,600株
付与日	2010年10月18日	2011年10月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2039年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2040年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2010年10月19日 至 2040年10月18日	自 2011年10月18日 至 2041年10月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2012年第3回 株式報酬型 ストック・オプション	2013年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,600株	普通株式 3,600株
付与日	2012年10月17日	2013年10月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2041年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2042年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2012年10月18日 至 2042年10月17日	自 2013年10月18日 至 2043年10月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2014年第5回 株式報酬型 ストック・オプション	2015年第6回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,600株	普通株式 3,900株
付与日	2014年10月17日	2015年10月16日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2043年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2044年10月17日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2014年10月18日 至 2044年10月17日	自 2015年10月17日 至 2045年10月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2016年第7回 株式報酬型 ストック・オプション	2017年第8回 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,200株	普通株式 4,400株
付与日	2016年10月17日	2017年10月17日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2045年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、2046年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年10月18日 至 2046年10月17日	自 2017年10月18日 至 2047年10月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年第1回 株式報酬型 ストック・オプション	2011年第2回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	3,000	3,300
権利確定	-	-
権利行使	300	300
失効	-	-
未行使残	2,700	3,000

	2012年第3回 株式報酬型 ストック・オプション	2013年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	3,300	3,300
権利確定	-	-
権利行使	300	300
失効	-	-
未行使残	3,000	3,000

	2014年第5回 株式報酬型 ストック・オプション	2015年第6回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	3,300	3,700
権利確定	-	-
権利行使	300	200
失効	-	-
未行使残	3,000	3,500

	2016年第7回 株式報酬型 ストック・オプション	2017年第8回 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	4,400
失効	-	-
権利確定	-	4,400
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	4,000	-
権利確定	-	4,400
権利行使	300	-
失効	-	-
未行使残	3,700	4,400

単価情報

	2010年第1回 株式報酬型 ストック・オプション	2011年第2回 株式報酬型 ストック・オプション	2012年第3回 株式報酬型 ストック・オプション	2013年第4回 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,104	3,104	3,104	3,104
付与日における公正な 評価単価 (円)	4,698.03	2,918.22	1,664.35	2,210.11

	2014年第5回 株式報酬型 ストック・オプション	2015年第6回 株式報酬型 ストック・オプション	2016年第7回 株式報酬型 ストック・オプション	2017年第8回 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,104	3,104	3,104	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,994.97	1,555.95	949.87	3,457.97

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2017年第8回株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

A. 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

B. 主な基礎数値及び見積方法

各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の S の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：2017年10月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ σ ）：2007年3月27日から2016年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額 ÷ 上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（N（ \cdot ））

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産	
賞与引当金	78百万円
退職給付に係る負債	145
長期未払金	123
未払事業税	19
役員賞与引当金	15
たな卸資産	485
その他	395
繰延税金資産小計	1,264
評価性引当額	310
繰延税金資産合計	953
繰延税金負債	
その他	3
繰延税金負債合計	3
繰延税金資産の純額	950

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	当連結会計年度 (2018年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	424百万円
固定資産 - 繰延税金資産	525百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
試験研究費等税額控除	2.7
損金処理した役員賞与	0.3
住民税均等割	0.4
評価性引当額の増加	2.4
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

千歳工場用の土地賃貸借契約に伴う現状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から38年と見積り、割引率は1.841%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
期首残高	16百万円
時の経過による調整額	0
期末残高	16

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、工業用貴金属製品の製造販売を中心に事業展開しております。

当社は、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「電子」、「薄膜」、「センサー」及び「ケミカル」の四つを報告セグメントとしております。

「電子」は電子製品の製造過程に用いられる電子部品の製造販売を、「薄膜」は薄膜形成に使用される貴金属ターゲットの製造販売を、「センサー」は主に半導体製造装置に用いられる温度センサーの製造販売を、「ケミカル」は貴金属化合物の製造販売及び貴金属の回収・精製等をそれぞれ行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、売上総利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計 (注2)
	電子	薄膜	センサー	ケミカル	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,342	6,504	2,446	6,706	21,000	200	21,201
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	5,342	6,504	2,446	6,706	21,000	200	21,201
セグメント利益	1,261	1,725	756	1,748	5,491	82	5,573

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仕入製品の販売等であります。

2. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の売上総利益と一致しております。

3. 資産の額につきましては、報告セグメントに跨って同一の製造工程を用いる場合があるため、投資の意思決定上においても区分しておらず、各報告セグメントに配分しておりません。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

地域	日本	アジア (日本以外)	北米	欧州	合計
外部顧客への 売上高	11,350	5,605	2,365	1,879	21,201

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

6. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
法人主要株主	三菱商事株式会社	東京都千代田区	204,446	総合商社	(被所有)直接 20.23	仕入先販売先	支払手数料 (注2)	-	未払金	-
法人主要株主	田中貴金属工業株式会社	東京都千代田区	500	貴金属製品製造・販売	(被所有)直接 19.72	仕入先販売先	原材料の仕入 (注2)	2,162	買掛金	-
							製品の販売 (注2)	730	売掛金	12
							外注費 (注2)	61	未払金	6
							雑費 (注2)	25	未払費用	0
法人主要株主の子会社	三菱商事R7Mジャパン株式会社	東京都千代田区	3,143	金属資源トレーディング	-	仕入先販売先	原材料の仕入 (注2)	3,496	買掛金	224
							製品の販売 (注2)	1,410	売掛金	0
							雑費 (注2)	52	未払費用	1

(注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

製品の販売及び原材料の仕入等については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり純資産額	2,404.98円
1株当たり当期純利益金額	330.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	329.64円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2018年6月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,334
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	63
(うち新株予約権(百万円))	(63)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	17,271
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	7,181

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	2,375
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	2,375
期中平均株式数(千株)	7,265
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-
普通株式増加数(千株)	25
(うち新株予約権(千株))	(25)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	875	780	0.78	-
1年以内に返済予定のリース債務	12	11	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,275	1,285	0.56	2019年～2022年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	27	15	-	2019年～2022年
合計	2,189	2,091	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	582	430	225	47
リース債務	9	4	1	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財規第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	5,018	10,465	16,287	21,201
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	671	1,443	2,535	3,456
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	475	991	1,763	2,375
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	66.26	138.11	245.54	330.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	66.26	71.85	107.42	85.27

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,086	2,798
受取手形	1,262	1,503
売掛金	4,253	4,266
商品及び製品	252	320
仕掛品	666	977
原材料及び貯蔵品	5,935	5,168
前払費用	56	61
繰延税金資産	315	424
関係会社短期貸付金	72	-
未収消費税等	387	855
その他	434	420
流動資産合計	11,605	13,797
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,219	2,126
構築物	51	58
機械及び装置	3,441	3,746
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	36	44
土地	1,612	1,612
リース資産	36	25
建設仮勘定	17	82
有形固定資産合計	7,416	7,696
無形固定資産		
特許権	0	0
ソフトウェア	8	11
電話加入権	2	2
施設利用権	55	44
商標権	0	0
リース資産	2	1
無形固定資産合計	69	60
投資その他の資産		
投資有価証券	19	37
関係会社株式	59	59
保険積立金	37	42
長期前払費用	4	2
繰延税金資産	955	524
その他	55	42
投資その他の資産合計	3,130	3,710
固定資産合計	8,616	8,467
資産合計	20,221	22,264

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,470	4,488
短期借入金	300	-
1年内返済予定の長期借入金	875	780
リース債務	12	11
未払金	4,329	4,418
未払法人税等	437	603
賞与引当金	189	257
役員賞与引当金	29	51
設備関係未払金	9	147
前受金	13	20
その他	4,131	4,82
流動負債合計	2,797	2,862
固定負債		
長期借入金	1,275	1,285
リース債務	27	15
長期未払金	405	401
退職給付引当金	432	474
資産除去債務	16	16
その他	4	4
固定負債合計	2,159	2,196
負債合計	4,957	5,058
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,445	5,445
資本剰余金		
資本準備金	5,414	5,414
資本剰余金合計	5,414	5,414
利益剰余金		
利益準備金	9	9
その他利益剰余金		
別途積立金	80	80
繰越利益剰余金	4,518	6,433
利益剰余金合計	4,608	6,522
自己株式	258	252
株主資本合計	15,209	17,129
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2	12
評価・換算差額等合計	2	12
新株予約権	52	63
純資産合計	15,264	17,206
負債純資産合計	20,221	22,264

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
売上高		
製品売上高	2 14,541	2 20,075
商品売上高	200	971
売上高合計	14,742	21,046
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	489	252
当期製品製造原価	11,428	14,532
合計	11,918	14,784
製品期末たな卸高	252	163
製品売上原価	11,666	14,621
商品売上原価		
商品期首たな卸高	1	0
当期商品仕入高	2 163	2 924
合計	164	924
商品期末たな卸高	0	0
商品売上原価	163	924
売上原価合計	11,830	15,546
売上総利益	2,911	5,500
販売費及び一般管理費	1, 2 2,039	1, 2 2,212
営業利益	872	3,288
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	0	0
為替差益	38	25
助成金収入	41	36
その他	2 15	2 8
営業外収益合計	96	71
営業外費用		
支払利息	26	18
デリバティブ評価損	3	3
その他	1	18
営業外費用合計	31	40
経常利益	937	3,319
特別利益		
受取保険金	4	6
特別利益合計	4	6
特別損失		
固定資産除却損	2	-
特別損失合計	2	-
税引前当期純利益	940	3,325
法人税、住民税及び事業税	375	728
法人税等調整額	63	321
法人税等合計	439	1,050
当期純利益	501	2,274

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)		当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	1	8,086	70.5	11,209	75.5
労務費		1,434	12.5	1,704	11.5
経費		1,948	17.0	1,930	13.0
当期総製造費用		11,470	100.0	14,843	100.0
期首仕掛品たな卸高		624		666	
合計		12,095		15,509	
期末仕掛品たな卸高		666		977	
当期製品製造原価		11,428		14,532	

(原価計算の方法)

実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
外注加工費(百万円)	411	232
減価償却費(百万円)	477	382
工場消耗品費(百万円)	391	505
水道光熱費(百万円)	168	181

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,445	5,414	5,414	9	80	4,238	4,327	263	14,924	
会計方針の変更による累積的影響額						139	139		139	
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,445	5,414	5,414	9	80	4,378	4,467	263	15,063	
当期変動額										
剰余金の配当						358	358		358	
当期純利益						501	501		501	
自己株式の処分						1	1	4	3	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計						140	140	4	145	
当期末残高	5,445	5,414	5,414	9	80	4,518	4,608	258	15,209	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1	1	51	14,973
会計方針の変更による累積的影響額				139
会計方針の変更を反映した当期首残高	1	1	51	15,113
当期変動額				
剰余金の配当				358
当期純利益				501
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	4	0	5
当期変動額合計	4	4	0	150
当期末残高	2	2	52	15,264

当事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	5,445	5,414	5,414	9	80	4,518	4,608	258	15,209	
当期変動額										
剰余金の配当						358	358		358	
当期純利益						2,274	2,274		2,274	
自己株式の処分						1	1	6	4	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,914	1,914	6	1,920	
当期末残高	5,445	5,414	5,414	9	80	6,433	6,522	252	17,129	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2	2	52	15,264
当期変動額				
剰余金の配当				358
当期純利益				2,274
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10	10	10	21
当期変動額合計	10	10	10	1,941
当期末残高	12	12	63	17,206

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。

2007年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物	3年～38年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～4年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金の利息

ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
受取手形	2百万円	1百万円

2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
貸出コミットメントの総額	7,000百万円	6,000百万円
貸出実行残高	300	-
差引額	6,700	6,000

3. 資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
投資その他の資産	2百万円	2百万円

4. 関係会社に対する金銭債権

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
短期金銭債権	144百万円	188百万円
短期金銭債務	17百万円	10百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8%、当事業年度10%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92%、当事業年度90%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
役員報酬	144百万円	144百万円
給料手当	405	377
賞与	39	80
賞与引当金繰入額	49	83
退職給付費用	24	24
株式報酬費用	3	15
旅費交通費	88	109
減価償却費	7	8
賃借料	95	89
役員賞与引当金繰入額	29	51
支払手数料	305	354
研究開発費	420	393

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
売上高	512百万円	634百万円
仕入高	- 百万円	133百万円
営業費用	130百万円	214百万円
営業外収益	6百万円	7百万円

(有価証券関係)

1. 関係会社株式

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式59百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式59百万円、関連会社株式8百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	58百万円	78百万円
退職給付引当金	132	145
長期未払金	124	123
未払事業税	29	19
役員賞与引当金	8	15
繰越欠損金	418	-
たな卸資産	495	485
その他	243	404
繰延税金資産小計	1,511	1,273
評価性引当額	236	320
繰延税金資産合計	1,274	953
繰延税金負債		
その他	3	3
繰延税金負債合計	3	3
繰延税金資産の純額	1,271	949

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	315百万円	424百万円
固定資産 - 繰延税金資産	955百万円	524百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.1
試験研究費等税額控除	5.4	2.8
損金処理した役員賞与	0.6	0.3
住民税均等割	1.7	0.5
評価性引当額の増加	3.7	2.5
繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用	14.9	-
その他	0.0	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.7	32.4

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,219	80	0	172	2,126	3,333
	構築物	51	14	-	8	58	217
	機械及び装置	3,441	502	5	192	3,746	3,610
	車両運搬具	0	0	-	0	0	5
	工具、器具及び備品	36	31	0	22	44	226
	土地	1,612	-	-	-	1,612	-
	リース資産	36	-	-	11	25	-
	建設仮勘定	17	201	136	-	82	-
	計	7,416	830	142	407	7,696	7,393
無形固定資産	特許権	0	-	-	0	0	-
	ソフトウェア	8	7	-	4	11	-
	電話加入権	2	-	-	-	2	-
	施設利用権	55	-	-	10	44	-
	商標権	0	-	-	0	0	-
	リース資産	2	-	-	0	1	-
	計	69	7	-	16	60	-

(注) 当期増減額のうち、主なものは次のとおりです。

機械及び装置の増加額 400mスクラバー43百万円、償却装置37百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2	-	0	2
賞与引当金	189	257	189	257
役員賞与引当金	29	51	29	51

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料(注)
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。公告掲載URL http://www.furuyameta1s.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第49期）（自 2016年7月1日 至 2017年6月30日）2017年9月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年9月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第50期第1四半期）（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）2017年11月14日関東財務局長に提出。

（第50期第2四半期）（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）2018年2月14日関東財務局長に提出。

（第50期第3四半期）（自 2018年1月1日 至 2018年3月31日）2018年5月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2017年9月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年9月27日

株式会社フルヤ金属

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 浩巳

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルヤ金属の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルヤ金属及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フルヤ金属の平成30年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フルヤ金属が平成30年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年9月27日

株式会社フルヤ金属

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 浩巳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルヤ金属の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルヤ金属の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。